

漏水による 水道料金等の減免の ご案内

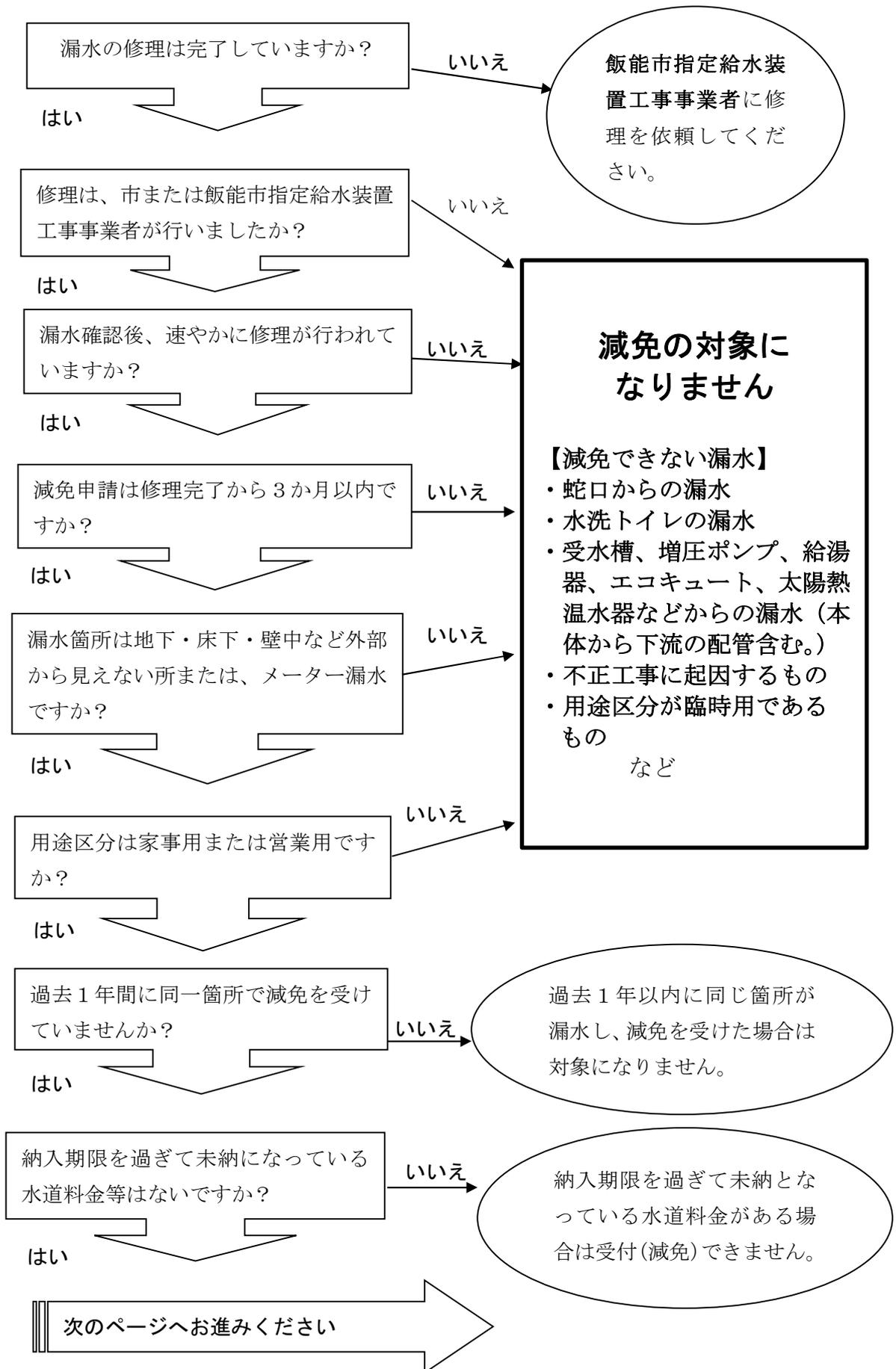
< R5. 7. 1 改定版 >

飯能市上下水道部水道業務課

TEL 973-3661

FAX 971-3929

減免の申請を行なう前にご確認ください。



四角の中に数字（水量）を入れてください

Step1 減免を受けようとする年月の使用水量はいくらですか

減免を受けたい年月
(令和 年 月「ア」) の使用水量 m³ . . . ①

漏水に気がついた時から修理が完了するまでの間で、最も多い水量を記入してください。

Step2 過去の使用水量の平均水量を計算します

前年同期 (令和 年 月※:「イ」) の使用水量 ※「ア」の1年前の年月	<input type="text"/>	m ³
前年同期 (「イ」) の前回の検針月の使用水量	<input type="text"/>	m ³
+ 前年同期 (「イ」) の次回の検針月の使用水量	<input type="text"/>	m ³
合計	<input type="text"/>	m ³ . . . ②

Step3 ②を3で割って1ヶ月あたりの平均水量を出します

m³ . . . ③

①の水量が③の水量より多い場合、減免対象となります。

次の書類を提出してください

- 1 水道料金等減免申請書 → お客様に記入していただく申請書です。
【修繕工事店記入欄】 → 修理をした工事事業者に記入していただきます。
- 2 漏水箇所がわかる図面
※水道工務課で保管する、給水台帳図面を使用してください。
※図面は、所有者または指定給水工事事業者に交付します。

水道料金が減免の対象となったお客様の下水道使用料については、前年同期と、その前後の検針月の3回分の平均排水量に減額されます。

☆減免後の金額については、水道業務課までお問合せください。☆

～ 思わぬ漏水を防ぐために ～

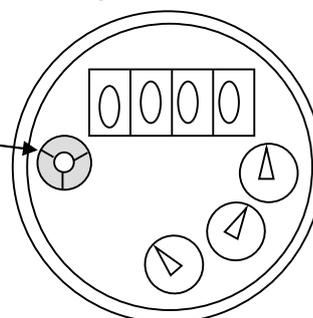
1 水道メーターの確認をお願いします。

敷地内の水道を使用していない状態のとき、メーターを確認します。

メーターについている **パイロット** が、少しでも回っている場合は漏水しています。お近くの飯能市指定給水装置工事業者に連絡をし、修理を行ってください。

※検針は2ヶ月毎です。1ヶ月に1回は確認しましょう。

水道メーター



2 「使用水量のお知らせ」の確認をお願いします。

検針員が検針時に投函する「使用水量のお知らせ」（検針票）をご確認いただくことにより、不要な水の使用や漏水を発見することができます。

前月検針の使用水量と比較し、水量が増加しているようであれば、上記1により確認をお願いします。

3 長期にわたり水道を使用しない場合は、メーターボックス内の丙止水栓で止めておきましょう。また、寒冷地仕様の給水設備を使用している方は、水抜きをしましょう。

長期不在の際の漏水もお客様のご負担になってしまいます。メーターボックス内の丙止水栓を止めておくことにより、思わぬ漏水を防ぐことができます。

また、冬季に長期間使用しない場合、水道管の凍結により蛇口や給湯器等の給水設備が壊れ、大きな水漏れ事故になる場合がありますので、水抜きの機能がある給水設備は、必ず水抜きをしておきましょう。

なお、閉栓のご連絡がない場合は、請求(基本料金)が発生しますので

ご注意ください。

水道メーター

